

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

広報かとう2月号でお知らせしました「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、国から詳細な情報が示されましたので、改めてお知らせします。

1 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

令和3年12月10日時点で、加東市に住民登録があり、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯には、1月31日に支給要件確認書をお送りしています。支給要件確認書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて、ご提出ください。
※令和3年1月2日以降に加東市に転入した方がいる世帯は、転入前の市区町村に住民税の確認をしています。非課税世帯であることが確認できた世帯から順に、支給要件確認書をお送りしています。

2 未申告の方がいる世帯

令和2年分の住民税の申告をしていない方は、令和3年1月1日時点の住民登録があった市区町村で申告をしてください。申告により、非課税世帯となった場合は、申請書に必要事項を記入いただき、必要書類を添付のうえ、郵送、または持参により、ご提出ください。

提出書類

- 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(非課税用申請世帯分)」
※市ホームページからダウンロード、または社会福祉課の窓口で配布
- 申請(請求)者の公的機関発行の本人であることが確認できる書類の写し ㊟マイナンバーカード、運転免許証
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができる書類の写しも必要
- 受取口座の情報が確認できる書類の写し ㊟通帳、キャッシュカード
- 申告をした方の令和3年度住民税所得課税証明書(申告をした市区町村に請求してください。)

3 家計急変世帯

上記の①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請日時点において、上記の①と同様の事情にあると市が認めた世帯は、当給付金の対象となります。申請書等に必要事項を記入いただき、必要書類を添付のうえ、持参により、ご提出ください。

提出書類

- 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」
※市ホームページからダウンロード、または社会福祉課の窓口で配布
- 「簡易な収入(所得)見込額の申立書」
※市ホームページからダウンロード、または社会福祉課の窓口で配布
- 申請(請求)者の公的機関発行の本人であることが確認できる書類の写し ㊟マイナンバーカード、運転免許証
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができる書類の写しも必要
- 申請(請求)者の世帯の状況が確認できる書類の写し ㊟住民票
- 受取口座の情報が確認できる書類の写し ㊟通帳、キャッシュカード
- 下記のA、Bのいずれか
A 世帯全員分の令和3年中の収入(見込額)が確認できる書類の写し ㊟源泉徴収票、令和3年分所得税確定申告書
B 世帯全員分の令和3年1月1日から令和4年9月30日までの間の任意の1か月の収入額が確認できる書類の写し
※月単位でなくても可
- 戸籍の附表の写し ※令和3年1月1日以降、2回以上転居した方のみ

提出先

- ◎持参の場合
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受付窓口
(庁舎1階北側 高齢介護課前)
- ◎郵送の場合
〒673-1493 加東市社50
加東市健康福祉部社会福祉課宛

提出期限

- 1に該当する方 確認書に記載している日
 - 2、3に該当する方 9月30日(金)
- ※消印有効

支給時期

書類を提出いただいてから約3週間後
6 (支給日の約1週間前に、支給決定通知書をお送りします。)

注意事項

住民税均等割が課税されている方に世帯全員が扶養されている場合は、支給対象外です。

詳細は、市ホームページでご確認いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎43-0584
8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日を除く)



市ホームページ

国民健康保険の加入者は令和3年分の所得の申告を

国民健康保険では、国民健康保険の加入者、および加入者が属する世帯の世帯主の所得で、軽減区分や、高額療養費の自己負担限度額を判定します。国民健康保険の加入者、および加入者が属する世帯の世帯主は、所得がない場合でも、4月15日(金)までに令和3年分の所得の申告を行ってください。
※世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合も、申告が必要です。

◎申告しなかったら

- 本来の金額で医療費の還付が受けられません
- 国民健康保険税の軽減措置が適用されません

◎申告について

- 申告場所
加東市役所1階 税務課
※申告内容によっては、税務署での申告が必要な場合があります。申告の前に税務課にお問い合わせください。
- 対象
令和4年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方
※令和4年1月2日以降に加東市に転入した方は、令和4年1月1日時点で住民登録があった市町村で申告してください。
- 必要書類
 - ①個人番号が確認できる書類
㊟マイナンバーカード、個人番号通知書
 - ②公的機関発行の本人確認ができる顔写真付の書類
㊟マイナンバーカード、運転免許証
※マイナンバーカード1枚で、①、②の両方を兼ねることができます。
※代理人が申告する場合は、申告者本人の①、②の両方の写しが必要です。
※収入がある場合は、必要な書類が増えます。詳しくは、申告の前に税務課にお問い合わせください。

～次の方は申告不要です～

- 既に令和3年分の所得税の確定申告や住民税の申告を行った方
- 年末調整、令和3年分の所得税の確定申告、または住民税申告を行った方の扶養親族
※加東市以外の市区町村で住民税が課税されている方の扶養親族である方は、申告が必要です。
- 所得が給与収入のみで、給与支払者から加東市に給与支払報告書が提出されている方
- 収入が遺族年金や障害年金等の非課税所得を除く、公的年金等収入のみの方

問い合わせ

- ◎国民健康保険税
総務財政部税務課(庁舎1階)
担当:野津智美 ☎43-0397
- ◎資格・給付
市民協働部保険医療課(庁舎1階)
担当:西山麻央 ☎43-0500

小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)の課税対象

下表にある小型特殊自動車(乗用装置のある農耕作業用自動車や、フォークリフト等)は、軽自動車税(種別割)の課税対象です。対象車両を所有している場合は、公道走行や使用の有無に関わらず、申告のうえ、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。交付と同時に、ネジをお渡ししますので、ご自身で取り付けてください。

車両の種類	小型特殊自動車	
	農耕車	その他
<input type="checkbox"/> 農耕トラクタ <input type="checkbox"/> コンバイン <input type="checkbox"/> 田植機 <input type="checkbox"/> 農業用薬剤散布車 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	<input type="checkbox"/> フォークリフト <input type="checkbox"/> ショベルローダ <input type="checkbox"/> タイヤローラ 等	
該当要件	下記の基準を全て満たすもの <input type="checkbox"/> 最高速度が時速35km未満 <input type="checkbox"/> 乗用装置がある	下記の基準を全て満たすもの <input type="checkbox"/> 全長4.7m以下 <input type="checkbox"/> 全幅1.7m以下 <input type="checkbox"/> 全高2.8m以下 <input type="checkbox"/> 最高速度が時速15km以下
税率	1,600円	5,900円

※上記要件を満たさない場合は、固定資産税(償却資産)の対象です。

◎ナンバープレートの発行手続き

- 手続場所
加東市役所1階 税務課
- 必要書類
 - ①車名、車台番号がわかるもの(販売証明書等)
※車両を譲り受けた場合は、別途譲渡証明書が必要です。
 - ②公的機関発行の本人であることが確認できる書類
※下記のA1点、またはB2点
A 顔写真付の書類
㊟マイナンバーカード、運転免許証
B 顔写真無の書類 ㊟健康保険証、年金手帳

□注意事項

- ナンバープレートは公道走行を許可するものではなく、市が課税客体を把握するために交付しています。公道を走行するには、保安基準を満たしている必要があります。公道走行についての詳細は、販売店、または製造元にお問い合わせください。
- 車両の大きさや最高速度によっては、大型特殊自動車に該当する場合があります。申告の前にご確認ください。

◎スクラップ前の廃車申告はお済みですか？

車両を廃棄する場合、または、買い替えた場合は、ナンバープレートの返却と廃車申告が必要です。3月31日(木)までに廃車申告が済んでいない場合、令和4年度の軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。

㊟総務財政部税務課(庁舎1階)
担当:清水侑紀 ☎:43-0397